

長寿命化改良事業 Q&A

〈総論〉

Q1 長寿命化改良事業とはどのようなものか。

(答) 公立学校施設は、これまで、老朽化の進行に伴い建築後およそ40年程度で改築が行われてきましたが、技術的には劣化等の状況に応じて必要な対策・改修等を行うことにより、70～80年程度使用することが可能とされています。

長寿命化改良事業は、このような、従来であれば改築していた老朽施設の再生を図るため、構造体の耐久性向上やライフラインの健全化、さらに、現代の社会的要請に応じた省エネルギー化や多様な学習内容、学習形態による活動が可能となる教育環境等を整備することで施設の長寿命化を図るものです。

従来からの大規模改造（老朽）事業は、経年による劣化や損傷・故障等が生じた内外装材や設備等を改修・更新するなど、建設当時の状態に戻すことを主な目的としていますが、長寿命化改良事業は、これに構造体の劣化防止やライフラインの更新、教育環境の改善等を加えた質の高い工事を対象としています。

Q2 長寿命化改良事業は、危険改築事業と比べてどのようなメリットがあるのか。

(答) 長寿命化改良事業は、既存建物の構造体を使用するため、改築時に実施する構造体の構築工事が不要であり、また、既存建物の取壊しを行わないので、それに掛かる経費と排出される廃棄物量も縮減されるなど、改築に比べて安価（改築の約6割の経費で実施可能）で、短い工事期間で実施することができます。さらに、ライフラインの更新や教育環境の改善等を併せて実施するため、改築と同等の環境改善を図ることができます。

Q3 構造体の劣化状況等について調査を行うとあるが、どのような調査を行えばよいのか。

(答) 例えば、RC造では、コンクリートの中酸化深さや鉄筋の腐食状況、鉄筋のかぶり厚さの状況等の調査を行っていただくこととなります。調査を行うに当たっては、耐力度調査の実施方法を参考としてください。

なお、過去に耐震診断を実施した学校で、その後、著しく劣化が進んでいなければ、耐震診断時の中酸化深さや鉄筋の腐食・かぶり厚さの状況等を参考にさせていただくことも可能です。

Q4 事業計画書に記載する「コンクリート圧縮強度」や「コンクリート中性化深さ」などについて、過去の調査資料はあるが、事業計画段階において再調査は必要か。また、何年前の調査資料まで有効となるのか。

(答) 建物の劣化状況等は、立地場所や気象条件等の様々な要因によって異なることから、調査資料の有効期限は設けていませんが、過去の調査結果から問題点等を把握して、必要な対策の実施を決めている事業については再調査の必要はありません。また、一般的に、中性化等の構造体の劣化は数年で急速に進行するものではありませんので、特別な場合を除き再調査が必要とは考えていません。

ただし、調査実施時から相当な年数が経過している場合は、過去の調査結果と現在の構造体の劣化状況等から推測する、あるいは、部分的な確認調査を実施するなどして、劣化状況等を把握することが必要と考えています。

Q5 S造の屋内運動場の長寿命化を行う場合、事業計画書の中性化深さなどの記入は省略してよいか。

(答) 該当しない箇所は記入不要です。ただし、Is値など、該当する箇所は全て記入してください。

Q6 実施設計費や構造体の劣化状況等の調査費用などは、国庫補助対象となるのか。

(答) 実施設計費については、原則、前年度支出分までが国庫補助対象となります（前々年度支出分は国庫補助対象となりませんが、国庫補助申請の調整により国庫補助申請年度を繰り延べた事業で、特に必要と認められた場合は国庫補助対象となります）。構造体の劣化状況等の調査費用については、前々年度支出分までが国庫補助対象となります。

Q7 長寿命化改修に適しているかどうかの判断基準はあるのか。

(答) 個々の建物の劣化状況等に応じて必要な補修及び対策は異なるため、一律に長寿命化改修の適否、判断基準を示すことはできません。有識者会議でも、「劣化が著しく進行し、建物として崩壊寸前の廃墟状態にあったとしても、現在の技術をもって補修・改修・補強を行えば、再び使用できる状態にすることも可能」とされる一方で、改築とするか長寿命化改修とするかは、「整備とその後の維持にかかる費用の比較が判断基準になる」とされています。そのため、長寿命化改修に適しているかどうかについては、あくまでも個々の建物ごとの状態（構造体のコンクリート強度や劣化・損傷等の状況、教育機能の確保状況等）と、その補修・改善に掛かる費用等を踏まえ、各地方公共団体が総合的に検討を行い判断すべきことと考えています。

なお、判断する際の考え方等を「学校施設の長寿命化改修の手引」（15～18ページ）に掲載していますので参考にしてください。

〈工事内容について〉

Q8 構造体の劣化状況等の調査の結果、大きな問題は見られず、クラック補修程度の対策でよいとなったが、その場合でも長寿命化改良事業の対象となるのか。

(答) 長寿命化改良事業では、構造区分に応じて「必ず実施する工事」を定めており、RC造の場合は、少なくとも、「コンクリートの中性化対策」、「鉄筋の腐食対策」、「鉄筋のかぶり厚さの確保」のうち、いずれか一つ以上の工事を実施することが必要となります。

そのため、現状ではクラック補修程度の対策でよくても、例えば、今後30年以上の使用を見据えてコンクリートの中性化対策を実施すると設置者が判断するのであれば、長寿命化改良事業の対象とすることができます。

Q9 工事の際、壁を取り壊すことも想定されるが、工事後のIs値を再度確認する必要はあるのか。

(答) 耐震性のない建物を長寿命化改良事業により工事する場合は、原則として耐震性を確保するための工事も合わせて実施することとなっています。

また、耐震性能に影響がない内壁等を撤去する場合は、工事後のIs値を再度確認する必要はありませんが、耐震壁を撤去するなど、耐震性能に影響を及ぼす工事を予定している場合は、工事後も耐震性能が確保できていることを学校設置者で確認してください。

Q10 長寿命化改良事業は、「原則として建物一棟全体（内部・外部共）を長寿命化改良する全面的な改修工事を対象とする。」とされているが、建物全体を一旦スケルトンの状態（内外装材や建具等を全て撤去して、構造体のみを残した状態）にした上で、全ての内外装材や建具等をやり替えなければならないのか。

(答) スケルトンの状態にまですることを補助要件にはしていません。老朽化の進行が著しい場合はスケルトンの状態にすることもありますが、基本的には、今後30年間以上使用することを前提に、各部位の劣化・損傷等の状況に応じて、また、コンクリートの中性化対策やライフラインの更新、教育環境の改善など、長寿命化に資する対策工事の実施範囲等も考慮した上で、内外装材や建具等の改修範囲を決めていただくことになると考えています。

Q11 水道、電気、ガス管等のライフラインの更新だけでも国庫補助対象となるのか。

(答) 原則として、建物一棟全体（内部・外部共）を長寿命化改良する全面的な改修工事を対象としているため、ライフラインの更新だけでは国庫補助対象とはなりません。

Q12 外部及び内部の全面的改修工事を行う必要など、改修条件はあるのか。

(答) 原則として、建物一棟全体（内部・外部共）を長寿命化改良する全面的な改修工事を対象としています。

Q13 長寿命化改良事業は、「原則として建物一棟全体（内部・外部共）を長寿命化改良する全面的な改修工事を対象とする。」とあるが、過去に国庫補助（耐震補強事業等）を受けた施設（耐震補強後10年未満）を長寿命化改修する場合、耐震補強を行ったブレースや耐力壁などに手を加えなくても、長寿命化改良事業の対象となるのか。

(答) 過去に耐震補強や非構造部材の耐震対策、トイレ改修等を実施したばかりの箇所や、設備機器の更新など今後計画的に改修を実施する予定としている箇所を除いて、それ以外の部分を全面的に改修し、今後30年以上使用する場合は、長寿命化改良事業の対象となります。

Q14 水道、電気、ガス管等のライフラインは全て更新しなければならないのか。

(答) 原則として全て更新する必要がありますが、今後計画的に更新していくことが決まっているライフラインは、当該計画に基づき更新していくこととして、長寿命化改修時に実施する必要はありません。

Q15 「原則として実施する工事」に、「少人数指導など多様な学習内容・学習形態による活動が可能となる環境の提供」とあるが、少人数指導教室に充てられる余裕教室がない（教室不足のため、少人数教室を確保するには必要面積を超える増築が必要となる）場合、工事を要しない特別な理由になり得るか。

(答) 余裕教室がないことだけをもって工事を要しない特別な理由とはできません。今後30年以上の使用を見通した上で、施設面やソフト面における創意工夫等により、学校施設に必要な機能や性能等が確保されているということであれば、その旨を事業計画書に記載していただければ結構です。

なお、長寿命化改良事業の中で実施する増築については、大規模改造（老朽）と同様の必要最小限のものに限られています。

Q16 水道・電気・ガス管は、更新済みの場合と、計画的に更新することが決まっている場合を除き、全て撤去して新設しなければならないのか。

(答) 長寿命化改修事業は、今後30年以上使用する予定の建物を対象としていることから、設置者が今後30年以上の使用に耐え得ると判断される場合は、必ずしも全て撤去、新設する必要はありません。

また、今後10年や20年程度の使用に耐え得ると判断されるものは、改めて更新計画を策定することで、長寿命化改修事業の対象となります。

Q17 耐久性に優れた材料であるという判断基準は、現在の仕様より耐久性に優れた材料であるという説明で足りるのか。

(答) 仕様の基準はありません。「学校施設の長寿命化改修の手引」(平成26年1月 文部科学省)の37頁、38頁で耐久性に優れた材料の事例を示していますので、参考としてください。

Q18 屋根防水で既存と同等のものを採用した場合や外壁に既存と同等のものを採用した場合、国庫補助対象外となるのか。

(答) 国庫補助対象となりますが、採用した材料が耐久性に優れていることを設置者が説明できるようにしておいてください。

〈補助要件について〉

Q19 長寿命化改修事業の対象となる建物の条件として、「今後30年以上使用する予定のもの」とあるが、30年以上使用するかどうかを、どのように判断すればよいか。

(答) 30年以上使用するかどうかについては、既に存置や統廃合等が決まっている場合はその計画に応じて判断していただくこととなりますが、それ以外の計画や構想段階のものなどは、現時点で想定される範囲で計画・構想の熟度や方向性、可能性等を勘案して判断していただくものと考えています。

なお、長寿命化改修事業では、設置者が今後30年以上使用することを見越した工事を行うことが前提となるため、中長期修繕計画を作成いただくこととなります。

Q20 長寿命化改修にあたり、一部増築を行う場合は国庫補助の対象となるのか。

(答) 面積増減は原則国庫補助対象外ですが、エレベーター設置や障害児対応のためのトイレの設置など、今後30年以上使用していく上でやむを得ない場合の必要最小限の面積増減は、国庫補助対象としています。なお、教室不足に伴う増築は国庫負担事業となります。

Q21 すでに廃校（中学校）となった校舎を改修して小学校の校舎として転用する際に、長寿命化改良事業を適用することは可能か。可能な場合、長寿命化改良事業の対象要件は、転用後の小学校建物ではなく、実際に工事を行う中学校建物で判断することによいか。

(答) 長寿命化改良事業の対象要件を満たし、工事実施後、学校施設として使用するのであれば、廃校となった校舎でも国庫補助の対象となります。対象要件は、転用後の建物での判断となります。

Q22 複数年にわたる工事を実施する場合も国庫補助対象となるのか。

(答) 工事が複数年にわたる場合も、国庫補助対象となります。なお、1年目に外壁工事、2年目に内装工事等、工事内容により契約が分かれる場合も、工事全体で長寿命化改良事業の補助要件を満たすものであれば、Ⅰ期工事、Ⅱ期工事の継続事業として国庫補助対象となります。なお、Ⅱ期目以降の事業は、他の事業同様、予算の範囲内で交付されるものであり、交付を担保するものではありません。

Q23 改修比率算定表の長寿命化欄が100%しかないが、長寿命化改良事業の条件として、どの程度まで対象工事を行う必要があるのか。

(答) 「必ず実施する工事」として定めている工事（構造区分に応じた工事及び水道、電気、ガス管等のライフラインの更新）を実施することで、基本的には、構造体の耐久性向上やライフラインの健全化を図り、また、経年により劣化・損傷等が生じた材料や、古い仕様で整備された建具・内外装材等が一新されるものと考えています。

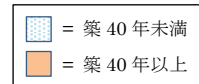
Q24 「原則として実施する工事」を行うか否かについては、設置者の判断でよいのか。

(答) 「原則として実施する工事」は、維持管理コストの低減、教育環境の向上、環境負荷低減等に資する工事であるため、特別な理由がない限り、実施することを原則としています。しかし、専門家等の意見を聞くなどして、工事を要しない特別な理由がある場合は、その理由を整理し説明できるようにした上で、設置者の判断により工事を実施しないことも考えられます。

Q25 長寿命化改理事業の対象となる建物と対象外の建物について、併せて長寿命化改良を行いたい、どこまで国庫補助対象となるのか。

(答) 長寿命化改理事業対象建物と対象外建物を併せて工事する場合、工事实施面積のうち、長寿命化改理事業の対象面積が50パーセント以上を満たせば、築40年未満でも国庫補助対象となります。

◆国庫補助対象となる建物範囲



No.	建物パターン	可否	備考
1		○	●長寿命化改理事業の対象面積が過半を占めるため、建物全体に長寿命化改理事業適用可
2		○	●長寿命化改理事業の対象面積が過半を占めるため、建物全体に長寿命化改理事業適用可
3		○	●長寿命化改理事業の対象面積が過半を占めるため、建物全体に長寿命化改理事業適用可
4		○	●長寿命化改理事業の対象面積が過半を占めるため、建物全体に長寿命化改理事業適用可
5		○	●長寿命化改理事業の対象面積が過半を占めるため、建物全体に長寿命化改理事業適用可
		×	●長寿命化改理事業の対象面積が過半に満たないため、建物全体への長寿命化改理事業適用不可